



平成27年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社アイチコーポレーション
代表者名 取締役社長 三 矢 金 平
(コード番号6345 東証・名証第一部)
問合せ先 総務部長 三 井 田 哲
(TEL 048-781-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第67回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 現行定款第19条に定める取締役の定員について、経営体制の一層の強化と充実のため、取締役の員数を10名から15名以内へ員数変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款の一部変更を行うものであります。なお、現行定款第29条(取締役の責任免除)の規定の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条 (条文省略)	第18条 (現行どおり)
(定員)	(定員)
第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第19条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。
第20条～第28条 (条文省略)	第20条～第28条 (現行どおり)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき</u>、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第38条 （条文省略）</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議をもって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条1項の責任につき</u>、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき</u>、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第38条 （現行どおり）</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議をもって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。当社は、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第423条1項の責任につき</u>、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以 上